令和４年度大阪府がん対策推進委員会 第５回がん診療連携検討部会（概要）

１　日　時：令和５年３月７日（火）１４時００分～１６時００分

２　場　所：大阪国際がんセンター　６階　大会議室

３　議　事：

(１) 大阪府がん診療拠点病院の指定要件未充足病院への対応について

(２) 大阪府がん診療拠点病院の見直しについて

４　委員からの意見要旨

（１）大阪府がん診療拠点病院の指定要件未充足病院への対応について

　 　令和４年９月時点の現況報告書で、指定要件未充足であった３病院について審議

〈主な意見〉

・指定期間中に要件を欠いた場合の取扱いについては、あらかじめ対応を決めておくべき。

・国では、指定期間中に要件を欠いた場合の取扱いとして、特例型の拠点病院の枠組みがある。大阪府も国に準じて、国の特例型に相当する区分を次回から作ってはどうか。

（審議結果）

　３病院について、一旦指定継続をし、次年度の部会で改善状況をみて改めて審議する。

1. 大阪府がん診療拠点病院の見直しについて

　　以下の方向性で指定要件を見直すことについて審議

　　・肺がんの特殊性に配慮しつつ、緩和ケア・相談支援の一層の充実を図るため、府の関与を一定残すという観点から、指定要件を見直し、５大がんのうち特定のがん種において、自院での集学的治療が提供できない病院も拠点病院と位置付ける。 (特定のがん種（肺）において、放射線治療以外でも「他の医療機関との連携」 を認め、手術、放射線、薬物のいずれかを自院で提供する場合は集学的治療を提供できる体制を有するものとみなし、それを含め５大がんの集学的治療を提供できる体制を有する病院を拠点病院とする。)

・拠点病院の指定からはずれた病院については、別途、新たな指定区分を設ける。

〈主な意見〉

・過去から呼吸器外科、呼吸器内科がない病院があり、また、府は肺がんを専門的に診ている病院を肺がんの拠点病院として指定している中で、肺がんを全く診ていない病院、４がんを診る病院について、拠点病院とは異なる別の名称を付けることには賛成。

・医療がさらに高度化、複雑化していく中で、あるがん種で少数例診ているよりも、ある程度の実績件数がある病院の方ががん患者にとっても安心。５がんそれぞれの診療実績の有無にこだわるよりも、合計の実績件数が要件を満たしていれば、多少診ていないがん種があったとしても指定区分を分けずに拠点病院としても良いのでは。医療機関同士で連携することが重要。

・大阪府は、肺がん患者を専門的に診ている病院を府指定の肺がんの「拠点病院」として指定している。このことも踏まえて肺がん以外の４がんを診る新区分の名称を検討する必要がある。

・肺がんの薬物治療について、呼吸器内科等の医師が行う場合と他の診療科の医師が行う場合とで、同一に扱って良いか疑問。

・医師を確保しているとしながら実績が０件の病院を、集学的治療の提供体制があるとみなして良いか疑問。

・肺がんは診ていないものの４がんを診ている病院については、新区分とせず、拠点病院としても良いのでは。

・がん以外にも拠点病院があり、名称が分かりにくいという声を聞く。一方、緩和ケアや相談支援体制の維持のためにも、新区分を作ることには賛成。若い患者は自分で調べるが、高齢者は情報収集が難しい人が多いため、相談支援体制等の維持は必要不可欠。

・確かに名称が分かりにくいという面はあり、病院名とともにがん種を明示する広報を行うなど、他府県の例を参考にするのも一つ。ただ、名称にこだわるよりも、必要な医療にたどり着ける仕組みづくりの方が必要。

（審議結果）

・指定要件見直しの方向性については、概ね承認。

・要件の詳細については、引き続き検討する。